

電気供給約款

【低圧】

四国エリア

株式会社アドバンテック

目次

I 総則	4
1. 適用	4
2. 電気供給約款の変更	4
3. 定義	4
4. 単位及び端数処理	6
5. 実施細目等	6
II 契約の申込み	7
6. 申込み.....	7
7. 法令遵守	7
8. 電気供給契約書の作成	7
9. 契約期間	7
10. 電気供給契約の単位	7
11. 供給の開始	7
12. 供給の単位	8
III 契約種別及び料金	8
13. 契約種別	8
14. 料金等	9
IV 料金の算定及び支払い	9
15. 料金の適用開始の時期	9

16. 検針日及び計量日.....	9
17. 料金の算定期間	9
18. 使用電力量	9
19. 料金の算定	10
20. 料金の支払義務.....	10
21. 支払方法及び支払期日	11
22. 延滞利息	13
V 使用及び供給	14
23. 力率の保持	14
24. 供給場所への立入りによる業務の実施	14
25. 電気の使用にともなうお客さまの協力	14
26. 供給の停止	15
27. 供給の再開	15
28. 供給停止期間中の料金	15
29. 違約金.....	15
30. 供給の中止又は使用の制限若しくは中止	16
31. 制限又は中止の料金	16
32. 損害賠償の免責	16
33. 設備の賠償	17
VI 契約の変更及び終了	17
34. 電気供給契約の変更	17
35. 名義の変更	17
36. 電気供給契約の終了	17
37. 供給開始後の電気供給契約の終了又は変更にともなう料金及び工事費の精算	18

38. 解除	18
39. 電気供給契約終了後の債権債務関係	19
VII 工事及び工事費の負担金	19
40. 供給地点及び施設	19
41. 計量器等の取付け	19
42. 電流制限器等の取付け	20
43. 供給設備の工事費負担金	20
44. 供給開始に至らないで電気供給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け	20
VIII 保安	20
45. 調査に対するお客さまの協力	20
46. 保安等に対するお客さまの協力	20
IX その他	21
47. 反社会的勢力の排除	21
48. 管轄裁判所	22
49. 実施期日	23

I 総則

1. 適用

- (1) 当社がお客さまに対して低圧で電気を供給するときの供給条件は、この電気供給約款（以下「本供給約款」といいます。）によります。
- (2) 本供給約款は、次に記載された地域に適用いたします。
四国エリア
香川県（一部の地域を除きます。）、徳島県、愛媛県（一部地域を除きます。）、高知県

2. 電気供給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等の改定又は電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号。その後の改正を含みます。）その他関係法令の改正その他合理的理由により必要であると判断した場合、当社は、本供給約款、電気料金メニュー約款及び電気料金メニュー約款その他の供給条件を変更することがあります。この場合において本供給約款を変更する際は、当社は、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法又はその他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法等」といいます。）を通じてお客様にあらかじめお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、電気供給契約の期間満了前であっても、変更後の電気供給約款及び電気料金メニュー約款その他の供給条件を適用いたします。
- (2) 前項に基づき本供給約款を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除きます。）において、電気事業法その他関係法令によりお客さまへの供給条件の説明を要する事項については、当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、当該法令に基づく説明書面及び変更後の書面の交付については、特別の事情がある場合を除き、当該書面の交付に代えて電磁的方法等にて行うものとし、
- (3) 第 1 項に基づき本供給約款を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気供給契約の実質的な変更を伴わないもの）において、電気事業法その他関係法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を要する事項については、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、当該法令に基づく説明書面及び変更後の書面の交付を行わないこととし、本項の内容について、お客さまにはあらかじめ承諾していただくものいたします。

3. 定義

次の言葉は、本供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただし、下記に定めのない言葉については、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとし、

- ① 低圧
標準電圧 100 ボルト（V）又は 200 ボルト（V）をいいます。
- ② 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

③ 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

④ 動力

電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

⑤ 負荷設備

お客さまが電気供給契約上使用できる電気機器をいいます。

⑥ 契約主開閉器

電気供給契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑦ 契約電流

お客さまが電気供給契約上使用できる最大電流（アンペア（A））をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト（V）に換算した値といたします。

⑧ 契約容量

お客さまが電気供給契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア（kVA））をいいます。

⑨ 契約電力

お客さまが電気供給契約上使用できる最大電力（キロワット（kW））をいいます。

⑩ 契約種別

負荷設備、契約電力その他電気の使用状況により料金条件を決める区分をいいます。

⑪ 供給場所

お客さまが電気供給契約上電気を使用できる建物又は設備等の所在地をいいます。

⑫ 消費税等相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。その後の改正を含みます。）の規定により課される地方消費税（以下、総称して「消費税等」といいます。）に相当する金額をいいます。

⑬ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー

電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

⑭ 燃料費調整単価

火力燃料の価格変動に応じて毎月の料金を調整する制度に基づく調整額（以下「燃料費調整額」といいます。）に係る単価をいいます。

⑮ 貿易統計

関税法（昭和 29 年法律第 61 号。その後の改正を含みます。）にもとづき公表される統計をいいます。

⑯ 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間又は 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

⑰ 一般送配電事業者

お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

4. 単位及び端数処理

本供給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりといたします。

- ① 負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット(W)又は 1 ボルトアンペア(VA)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ② 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ③ 契約電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ④ 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ⑤ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

5. 実施細目等

- (1) 本供給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本供給約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6. 申込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気供給契約を希望される場合は、あらかじめ本供給約款、電気料金メニュー約款その他の供給条件をご承認いただいたうえ、当社所定の方法（電磁的方法等を含みます。）によって申込みをしていただきます。なお、当社は、申込みの際にご回答いただいた内容に不足又は誤りがあったことによりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 電気供給契約は、前項に基づくお客さまによる申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (3) 当社は、電気事業法その他関係法令、電気の需給状況、供給場所の状態、当社の設定する与信基準その他の事情に照らしお客さまに電気供給契約上の債務を履行することが著しく困難であると判断した場合、お客さまによる電気供給契約の申込みを承諾できない場合があります。

7. 法令遵守

当社がお客さまに電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備（送配電事業の用に供する設備をいいます。）を使用いたします。それに伴い、お客さまには、電気事業法その他関係法令及び一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項並びに系統連系技術要件を遵守していただきます。

8. 電気供給契約書の作成

お客さまは、特別な事情がある場合を除き、本供給約款第 6 条第 1 項に基づく申込みを行うことにより、電気供給契約書に代えて電磁的方法等により電気供給契約を締結することを承諾したものとみなされます。

9. 契約期間

- (1) 電気供給契約の契約期間は、本供給約款第 11 条に定める供給開始日から 1 年間といたします。
- (2) 契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、お客さま又は当社から相手方に対する電気供給契約終了の意思表示がない限り、電気供給契約の契約期間は自動的に 1 年間延長し、以後もこの例によるものとします。

10. 電気供給契約の単位

お客さまと当社は、電灯又は小型機器を使用する契約種別と動力を使用する契約種別とをあわせて契約する場合を除き、1 供給場所につき、1 契約種別を適用し、1 電気供給契約を締結するものといたします。

11. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、次の各号の場合におけるそれぞれの日を供給開始日と定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

① 他社からの切り替えの場合 お客さまの希望日以降の検針日

ただし、当該検針日までに一般送配電事業者及び当社による所定の手続きが完了しない場合、当該所定の手続きが完了した直後の検針日といたします。

② 引越しの場合

お客さまの希望日

ただし、お客さまの希望日までに一般送配電事業者及び当社による所定の手続きが完了しない場合、当該所定の手続きが完了した後に供給を開始することが可能となった日のうち最も早い日といたします。

(2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと当社との協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は、共同引込線（2以上の電気供給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合であって、当社が同意する場合その他技術上、経済上やむを得ない場合を除き、1 電気供給契約につき、1 供給電気方式 1 引込み及び 1 計量をもって電気を供給いたします。

Ⅲ 契約種別及び料金

13. 契約種別

契約種別は、電気料金メニュー約款にて定めるものとします。

14. 料金等

料金は、当社が別で定める契約種別ごとの料金条件を定めた電気料金メニュー約款によるものとし、電気料金メニュー約款の内容が本供給約款の内容と異なる場合は、電気料金メニュー約款の内容が優先されるものといたします。

IV 料金の算定及び支払い

15. 料金の適用開始の時期

料金は、供給開始日から適用いたします。

16. 検針日及び計量日

- (1) 検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日又は検針を行なったものとされる日といたします。
- (2) 計量日は、一般送配電事業者が記録型計量器により電力量計の値の計量を行う日といたします。
- (3) 基本検針日とは、一般送配電事業者が供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月の一定の日をいいます。

17. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、次の各号の場合は、それぞれ各号の期間によるものといたします。
 - ① 電気供給契約を開始した場合 開始日から直後の検針日の前日までの期間
 - ② 電気供給契約が終了した場合 直前の検針日から終了日の前日までの期間
 - ③ 供給条件の変更等により料金に変更が生じた場合における変更前 直前の検針日から変更日の前日までの期間
 - ④ 供給条件の変更等により料金に変更が生じた場合における変更後 変更日から直後の検針日の前日までの期間
- (2) 前項の定めにかかわらず、一般送配電事業者が検針日とは異なる計量日を設けている場合は、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気供給契約を開始し、若しくは終了した場合、又は供給条件の変更等により料金に変更が生じた場合における料金の算定期間は、前項ただし書きを準用いたします。

18. 使用電力量

- (1) 使用電力量の検針及び計量は、毎月、検針日及び計量日（以下「検針日等」といいます。）において、一般送配電事業者により実施され、当社は、その実施結果の通知を一般送配電事業者から受領した後、すみやかに、お客さまに当該結果をお知らせいたします。た

だし、電気供給契約が終了した場合における使用電力量の検針及び計量は、電気供給契約が終了した日に一般送配電事業者により実施され、当社は、その実施結果の通知を一般送配電事業者から受領した後、すみやかに、お客さまに当該結果をお知らせいたします。

- (2) 次の各号のいずれかの場合における使用電力量は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づく協定における基準に則り、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - ① 電気供給契約開始にあたり供給開始日から検針日までの期間が短い場合、非常変災の場合、その他特別な事情がある場合により、一般送配電事業者が検針を行わないと判断したとき。
 - ② 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合。

19. 料金の算定

- (1) 料金は、本供給約款第 17 条第 1 項各号の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
- (2) 本供給約款第 17 条第 1 項各号の場合は、次の各号の定めにより料金を算定いたします。
 - ① 基本料金を日割計算とし、その算定方法は、基本料金額に本供給約款第 17 条第 1 項各号の期間の日数を乗じ、当該期間の開始日が属する月の暦日数で除した金額といたします。
 - ② 再生可能エネルギー発電促進賦課金及び電力量料金は、本供給約款第 17 条第 1 項各号の期間の使用電力量に応じて算定いたします。

20. 料金の支払義務

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日等以降で当社にて請求が可能となった日（以下「支払義務発生日」といいます。）といたします。ただし、本供給約款第 18 条第 2 項の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日以降で当社にて請求が可能となった日とし、また、電気供給契約が終了した場合は、終了日といたします。
- (2) 当社は、前項に定める支払義務発生日以降すみやかに、お客さまへ料金の請求を行います。
- (3) 当社は、料金その他の請求額に係る電子データ（以下「請求データ」といいます。）を、当社所定のウェブサイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に掲載することにより、お客さまは、当該電子データを当該ウェブサイト上で閲覧することができます。このとき、当該掲載をもって、お客さまへの請求を行ったものといたします。
- (4) 請求書（前項の請求データを記載した書面をいいます。）について、お客さまは、当社所定のウェブサイト上で PDF 形式のファイルをダウンロードし、それを出力していただくことにより、無償で取得することができます。ただし、お客さまからの申出があった場

合には、お客さまに以下の発行手数料をご負担いただいた上、当社より請求書を発行いたします。

発行手数料：請求書 1 通につき 110 円

- (5) 当社は、請求データ又は請求書に記載した料金その他の請求額に誤りがあることが判明した場合、それによる支払過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、当該お知らせの日の翌月分の料金の請求と併せてこれを精算いたします。

21. 支払方法及び支払期日

- (1) お客さまは、料金の支払方法につき、次の各号のいずれかの方法から選択できるものいたします。
- ① お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、当該クレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）
 - ② お客さまがあらかじめ当社指定の第三者に届け出た金融機関口座から、所定の期日に自動で引き落とされる方法（以下「口座振替」といいます。）
- (2) 前項及び第 10 項の定めにかかわらず、当社は、当社が本供給約款第 20 条第 3 項に基づく請求を行う日までに、次に掲げる事由が生じた場合、お客さまに、当社所定の振込用紙を用いて当社指定のコンビニエンスストアにてお客さまにお支払いいただく方法（以下「コンビニ決済」といいます。）により、料金及び第 10 項に定める費用についてお支払いを行っていただくものといたします。
- ① クレジットカード会社、金融機関その他当該支払方法を実施する第三者による所定の手続きが完了しないこと。
 - ② 当社の責に帰すべき事由により第 1 項に基づきお客さまに選択いただいた支払方法によりお支払いを行っていただくことができないこと。
 - ③ 第 7 項に基づく信用確認が取れなかった場合であって第 8 項に基づきお客さまに申し出ていただいた代わりの支払方法に係るクレジットカード会社、金融機関その他当該支払方法に係る第三者による所定の手続きが完了しないこと。
 - ④ お客さまの責に帰すべき事由により第 1 項に基づきお客さまに選択いただいた支払方法によりお支払いを行っていただくことができないこと。
- (3) 前項に基づき、お客さまにコンビニ決済よりお支払いいただく場合、コンビニ決済に要する手数料は、前項第 1 号及び第 2 号については当社の負担とし、前項第 3 号及び第 4 号についてはお客さまのご負担といたします。なお、お客さまにご負担いただく場合、当該コンビニ決済の対象となる料金に、その決済に要する手数料を加算して請求いたします。
- (4) 第 1 項及び第 2 項による料金の支払方法につき、次の各号のときに、お客さまの当社に対するお支払いが完了したものといたします。
- ① クレジットカード払い
クレジットカード会社から、当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたとき。
 - ② 口座振替

お客さまがあらかじめ当社指定の第三者に届け出た金融機関口座から引き落とされたとき。

③ コンビニ決済

お客さまが当社指定のコンビニエンスストアにおいてお支払いいただいたとき。

- (5) 第1項及び第2項による料金の支払方法につき、次の各号に掲げる日又は期間（以下、総称して「支払期日」といいます。）に、お客さまの当社に対するお支払いを完了していただきます。ただし、第2号及び第3号に掲げる日が金融機関の休業日（銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第15条第1項に定める「銀行の休日」をいいます。）に該当する場合には、その翌営業日を支払期日といたします。

① クレジットカード払い

クレジットカード会社が指定する日

② 口座振替

基本検針日	支払期日
暦月1日から10日まで	基本検針日の翌月23日
暦月11日から末日まで	基本検針日の翌々月5日

③ コンビニ決済

お客さまが当社所定の振込用紙を受領した日から当該振込用紙に記載する当社が指定する日までの間

- (6) お客さまにクレジットカード払いによりお支払いいただく場合、1回払いのみとさせていただきます。
- (7) お客さまにクレジットカード払いによりお支払いいただく場合、当社は、必要に応じて、クレジットカード会社に対してお客さまの信用確認を行います。
- (8) 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかにお客さまにその旨をお知らせし、お客さまには、代替りの支払方法として次の各号のいずれかを選択していただき、その旨を申し出ていただくとともに、選択していただいた支払方法に係る次の対応を行っていただきます。

① 新たな信用確認の取れる他のクレジットカードによるクレジット支払

クレジットカード会社が指定する日までに、新たに信用確認の取れる他のクレジットカードの情報を当社に申し出ていただきます。

② 口座振替

当社指定の第三者にお客さまの金融機関口座を届け出ていただきます。

- (9) 当社は、お客さまに、前項第1号に基づく対応を行っていただいた場合は、新たに届け出ていただいた他のクレジットカードの情報に基づき、クレジットカード払いにより、また、前項第2号に基づく対応を行っていただいた場合は、届け出ていただいた金融機関口座に係る口座振替により、当社より請求する料金及び次項に定める費用についてお支払いいただきます。この場合における新たな支払方法についても、本条を適用いたします。

- (10) 当社は、お客さまに、工事費負担金その他料金を除く費用（以下「費用」といいます。）について、当社にて請求が可能となった日の直後に請求する料金と合算してお支払いいただきます。なお、当該費用における支払期日（以下「費用支払期日」）は、当該料金の支払期日と同じ日といたします。
- (11) お客さまに口座振替によりお支払いいただく場合であって、お客さまがあらかじめ当社指定の第三者に届け出た金融機関口座の残高が不足していたとき等、お客さまに第 5 項に定める支払期日までに料金をお支払いいただけない場合、又は前項に定める費用支払期日までに費用をお支払いいただけない場合、当社は、前十項の定めにかかわらず、お客さまに、コンビニ決済により当該料金及び費用をお支払いいただきます。なお、この場合におけるコンビニ決済に要する手数料は、お客さまのご負担とし、当該手数料の請求方法は、第 3 項なお書きを準用いたします。
- (12) 前項の定めにかかわらず、前項に基づき請求する料金及び費用（消費税等相当額を含みます。以下本項において同じ。）が 30 万円を超える場合、当社は、お客さまに、別途当社指定の支払方法により当該料金及び費用をお支払いいただくことがあります。
- (13) 前二項に基づく請求にもかかわらずお客さまにお支払いいただけない場合、当社は、お客さまに、当社が指定した債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 3 項に定める「債権回収会社」をいいます。）が指定した支払方法により料金及び費用をお支払いいただくことがあります。
- (14) 当社は、領収書及び支払証明書は、発行しないものといたします。

22. 延滞利息

- (1) お客さまに前条第 5 項に定める支払期日までに料金をお支払いいただけない場合には、当社は、支払期日の翌日からお支払いいただいた日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) お客さまに前条第 10 項に定める費用支払期日までに費用をお支払いいただけない場合には、当社は、費用支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (3) 前二項の延滞利息は、その算定の対象となる金額から、その消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。以下同じ。）を乗じて算定した金額といたします。ただし、当該算定の対象となる金額が、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算したものでない場合、延滞利息は、当該算定の対象となる金額からその消費税率等相当額を差し引いたものに年 10 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$

- (4) 第 1 項及び第 2 項の延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金及び費用をお支払いいただいた直後に請求する料金と合算してお支払いいただきます。

V 使用及び供給

23.力率の保持

供給場所における負荷の力率は、電灯又は小型機器を使用する契約種別のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

24.供給場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の各号のいずれかの業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、お客さまには、正当な理由がない限り、当該業務を実施すること及びそれに伴う土地又は建物に立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 記録型計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- ② 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
- ③ 検針又は計量値の確認
- ④ 本供給約款第 26 条、本供給約款第 36 条第 2 項又は本供給約款第 38 条により必要な処置
- ⑤ その他本供給約款によって、電気供給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務又は記録型計量器等供給場所内の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

25. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は当社、一般送配電事業者若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる減少が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまのご負担で、必要な調整装置又は保護装置を供給場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまのご負担で、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合。
 - ② 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合。
 - ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合。
 - ④ 著しい高周波又は高調波を発生する場合。
 - ⑤ その他上前各号に準ずる場合。
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、前項に準ずるものといたします。

26. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合には、お客さまへの電気の供給が停止されることがあります。
 - ① お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
 - ② 記録型計量器等お客さまの供給場所内の電気工作物を故意に損傷し、又は紛失して、当社又は一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合。
 - ③ 当社に無断で、一般送配電事業者の実施によらず、当社の電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合。
- (2) お客さまが次のいずれかの場合に該当し、当社がその旨を警告しても改めないときには、当社は、お客さまへの電気の供給が停止されることがあります。
 - ① お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合。
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
 - ③ 電気供給契約に定められた負荷設備以外の電気設備によって電気を使用された場合。
 - ④ 本供給約款第 24 条に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合。
 - ⑤ 前条第 1 項によって必要となる措置を講じない場合。

27. 供給の再開

前条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

28. 供給停止期間中の料金

本供給約款第 26 条によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1 月」として算定した料金を申し受けます。

29. 違約金

- (1) お客さまが本供給約款第 26 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当し、そのために料金の全部又は一部のお支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としてお支払いいただきます。
- (2) 前項の免れた金額は、本供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、当社が合理的に決定した期間といたします。

30. 供給の中止又は使用の制限若しくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客さまによる電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。
 - ① 一般送配電事業者が維持及び運用する電気工作物に故障が生じ、又は生ずるおそれがある場合。
 - ② 一般送配電事業者が維持及び運用する電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
 - ③ 天災、火災、伝染病、戦争、暴動、内乱、テロ行為、法律又は規則の制定若しくは改廃、公権力による命令又は処分その他の政府による行為、労働争議その他の不可抗力事由が発生した場合。
 - ④ その他保安上必要がある場合。
- (2) 前項の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

31. 制限又は中止の料金

当社は、前条第1項によって、電気の供給を中止し、又はお客さまによる電気の使用を制限し、若しくは中止していただいた場合には、その期間中についても、供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。ただし、この場合において、一般送配電事業者が同事業者の定める託送供給等約款等に基づき料金を割り引いたときは、当社は、それに従って、料金を算定いたします。

32. 損害賠償の免責

- (1) 本供給約款第11条第1項に基づきお客さまと当社の間で定めた供給開始日より電気を供給できない場合であっても、当社は、これによりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本供給約款第26条によって電気の供給を停止した場合、又は本供給約款第38条によって電気供給契約を解約した場合若しくは電気供給契約が終了した場合には、当社は、これによりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本供給約款第30条第1項によって電気の供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し、若しくは中止していただいた場合、当社は、これによりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 当社は、当社の責に帰すことのできない事由によりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。

33. 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その供給場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- ① 修理が可能である場合 修理費
- ② 紛失又は修理が不可能の場合 帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更及び終了

34. 電気供給契約の変更

- (1) お客さまが電気供給契約の変更を希望される場合は、当社所定の方法（電磁的方法等を含みます。）によって変更の手続きをしていただきます。
- (2) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力の変更等、料金の変更が発生する契約内容の変更の場合、変更の適用日は、当社が変更を承諾したのちに到来する検針日等といたします。
- (3) 消費税法及び地方消費税法に定める税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき本供給約款及び電気料金メニュー約款その他の供給条件を変更いたします。

35. 名義の変更

- (1) 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (2) お客さまが名義変更を希望される場合は、当社所定の方法（電磁的方法等を含みます。）によって変更の手続きをしていただきます。変更の適用日は、当社が変更を承諾した日といたします。

36. 電気供給契約の終了

- (1) お客さまは、契約期間満了前に電気供給契約の終了を希望する場合は、本供給約款第9条の定めにかかわらず、お客さまが解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）の1ヶ月前までに、当社所定の方法（電磁的方法等を含みます。）によって、解約の意思表示を行っていただくことにより、電気供給契約を解約することができます。
- (2) 当社は、前項に基づくお客さまによる解約の意思表示を受領した場合、お客さまの本人確認を行ったうえ、すみやかに解約希望日に電気の供給を終了させるための必要な手続きを行います。ただし、当社の責に帰すことのできない事由により解約希望日に電気供給契約を解約できない場合、お客さまには、当社がお客さまへの電気の供給を終了させるための手続きを完了した日をもって電気供給契約が終了することにつき、あらかじめ承諾していただくものとします。

- (3) お客さまが第1項に基づく解約の意思表示を解約希望日の15日前までに行わなかった場合、当社がお客さまへの電気の供給を終了させるための手続きを完了した日をもって電気供給契約を終了するものといたします。

37. 供給開始後の電気供給契約の終了又は変更にとりなう料金及び工事費の精算

当社は、次のいずれかの場合において、電気供給契約の終了又は変更の日に、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づいて料金及び工事費の精算を求められる場合には、当該料金及び工事費は、お客さまにお支払いいただきます。

- ① お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を新たに設定された後1年に満たないで供給契約を終了しようとされる場合。
- ② お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を増加された後1年に満たないで供給契約を終了しようとされる場合。
- ③ お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を新たに設定された後1年に満たないで供給契約を減少しようとされる場合。
- ④ お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を増加された後1年に満たないで供給契約を減少しようとされる場合。

38. 解除

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解除をする場合があります。なお、この場合には、解除の15日前までに通知いたします。

- ① 本供給約款第26条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。
- ② お客さまが、本供給約款第36条第1項による通知をされずに、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合。
- ③ 支払期日を30日経過してもお客さまが料金をお支払いいただけない場合。
- ④ 支払期日を30日経過してもお客さまが他の電気供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金をお支払いいただけない場合。
- ⑤ 本供給約款によってお支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他本供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）をお支払いいただけない場合。
- ⑥ お客さまが、毎月の料金のお支払いを、本供給約款第21条第2項及び第7項に定める当社指定の支払方法又は同条第9項に定める債権回収会社指定の支払方法に違反した場合
- ⑦ お客さまがその他本供給約款に違反した場合。

39. 電気供給契約終了後の債権債務関係

電気供給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気供給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 工事及び工事費の負担金

40. 供給地点及び施設

供給場所は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款等における供給地点といたします。

41. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)及び区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合、当該電気工作物は、一般送配電事業の所有である記録型計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、又はお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 記録型計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所(特別な事情がない限り屋外といたします。)とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって記録型計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、関係者の協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 記録型計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、第1項によりお客さまが施設するものについては、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって記録型計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額をお支払いいただきます。

42. 電流制限器等の取付け

- (1) 供給場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は特別な事情がない限り屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額をお支払いいただきます。

43. 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、又は契約電力を増加されることに伴い、新たに施設される配電設備若しくは特別供給設備、又はお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された工事費負担金は、お客さまにご負担いただきます。

44. 供給開始に至らないで電気供給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け

前項に基づきお客さまが負担する工事費について、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気供給契約を終了又は変更される場合であっても、一般送配電事業者から請求された費用は、お客さまにお支払いいただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお支払いいただきます。

VIII 保安

45. 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者（一般送配電事業者が委託する登録調査機関が存する場合は、通知先を登録調査機関とすることがあります。）に通知していただきます。

46. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ① お客さまが、引込線、計量器等その供給場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
 - ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安

上とくに必要があるときには、当社、又は一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX その他

47. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまと当社は、自己又は自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するとともに、将来にわたってもこれらに該当しないことを表明し保証するものとしたします。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含む。）第 2 条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員若しくは暴力団員でなくなつてから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」をいう。）であること。
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 暴力団員等を業務に従事させ、又は、業務の補助者として使用する虞がある等、暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ④ 自己又は第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 自己、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号、その後の改正を含みます。）に基づき処分を受けた団体に属している者若しくはこれらの者と取引のある者、又は、これらに類する団体に属している者若しくはこれらの者と取引のある者であること。
 - ⑧ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号、その後の改正を含みます。）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い若しくは行っている疑いのある者、又は、これらの者と取引のある者であること。
 - ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号、その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項に定める「風俗営業」、同条第 5 項に定める「性風俗関連特殊営業」その他これに類する業を行う者であること。
 - ⑩ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号、その後の改正を含みます。）第 24 条第 3 項に定める取立て制限者、又は、これと同視すべき者であること。
 - ⑪ 前各号に該当する者を親会社又は子会社等とすること。

- ⑫ 前各号に該当する者に該当する団体に属している者又はその団体の影響下にある者又はこれらの者と取引のある者であること。
- (2) お客さまと当社は、自己又は自己の代理人が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明し保証するものといたします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関連して、脅迫的な言動をする行為、又は、暴力を用いる行為
 - ④ 私生活又は業務の平穩を害する言動その他の威迫的行動によって、困惑を生ぜしめる行為
 - ⑤ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為、又は、相手方の業務を妨害する行為
 - ⑥ 市民生活の秩序や安全に脅威を与え健全な経済活動や社会の発展を妨げる行為
 - ⑦ 前各号に定める行為を助長する行為
 - ⑧ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さま又は当社は、前二項に違反する事実が判明したときは、直ちにその旨を相手方に通知しなければなりません。
- (4) お客さま又は当社は、相手方（以下、本項において「違反者」といいます。）が第1項及び第2項に違反する事実が判明したときは、違反者に対し書面により通知を行うことにより、電気供給契約その他の当事者間で締結されたすべての契約を解除することができるものといたします。この場合において、違反者は、契約の解除により損害を被ったとしても、当該損害の賠償を、当該通知をした当事者に対して請求することはできません。

48. 管轄裁判所

お客さまとの電気供給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

49. 実施期日

本供給約款は2021年10月1日より実施いたします。